



違法伐採と違法伐採材の取引撲滅に向けて － FSCの貢献

2014年11月6日 東京

アドボカシー主任
ジョン・ホンテレツ

発表資料の構成

- 違法伐採の規模と影響
- 国際的な影響と各国政府の対応
- FSC認証の役割
- 日本における議論への提案

悪の元凶としての違法伐採

- ほとんどの場合、違法伐採は環境的、社会的な悪影響を及ぼす：森林破壊、森林劣化、水質汚染、貧栄養化、炭素固定量の低下(気候への影響)、危険な労働環境、地域住民や先住民の持つ権利の迫害
- 林産物価格の引き下げ (7-16%): 持続可能な林業への投資の無力化
- オーストラリア政府:違法伐採による世界の経済損失は年間推定約460億USドル、一方その環境的、社会的な損失は605億USドルにのぼると試算
- 一方で、すべての違法伐採が悪の元凶というわけではない。小規模、伝統的、地産地消などに関して法律が存在しないケースもある。

主な木材生産国における違法伐採割合の推定:

ブラジル/アマゾン: 35-72%	インドネシア: 40-61%
マレーシア: 14-25%	カメルーン: 22-35%
ロシア: 20%未満	

(王立国際問題研究所(チャタム・ハウス, Chatham House) - 世界銀行/WWF)

2012年の国連環境計画(UNEP)/国際刑事警察機構(インターポール)による「Green Carbon, Black Trade」

- 熱帯の主要な木材生産国では50から90%の木材が違法に伐採されている
- 違法伐採の経済価値は300億-1,000億USドル、世界の木材貿易の10-30%
- 「最近5年間の傾向としては直接的な違法伐採から、より高度に隠蔽された木材ロンダリングへとシフトしている」
- 「違法伐採が減っているように見えるのは、より高度な木材ロンダリングにより犯罪行為が隠蔽されているためで、必ずしも違法伐採が減っているためではない」

2012年の国連環境計画(UNEP)/国際刑事警察機構(インターポール)による「Green Carbon, Black Trade」

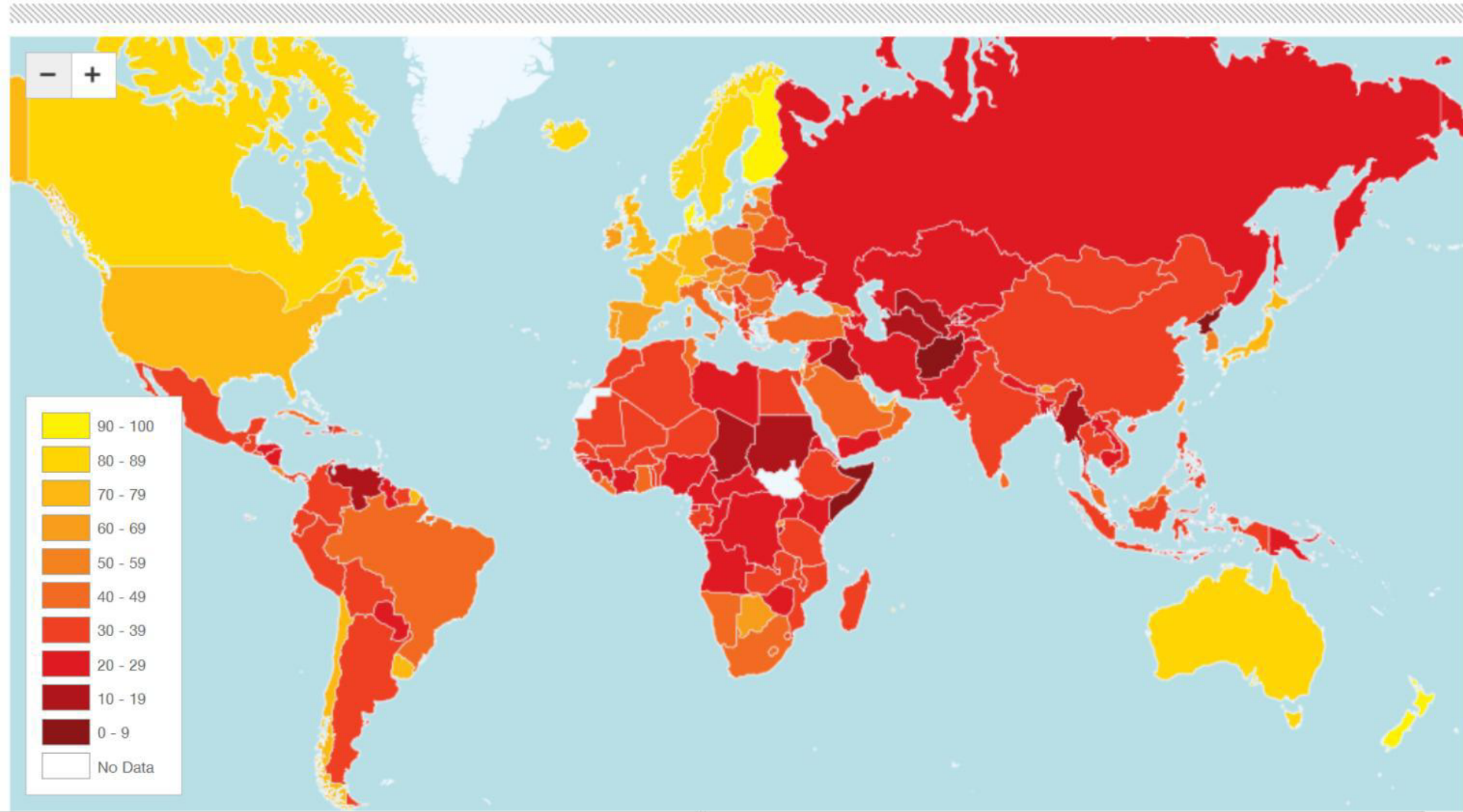
この報告書では違法伐採、木材ロンダリング、違法伐採材の販売や取引の30以上の方法が紹介されている。

最も頻繁に使用される方法は:

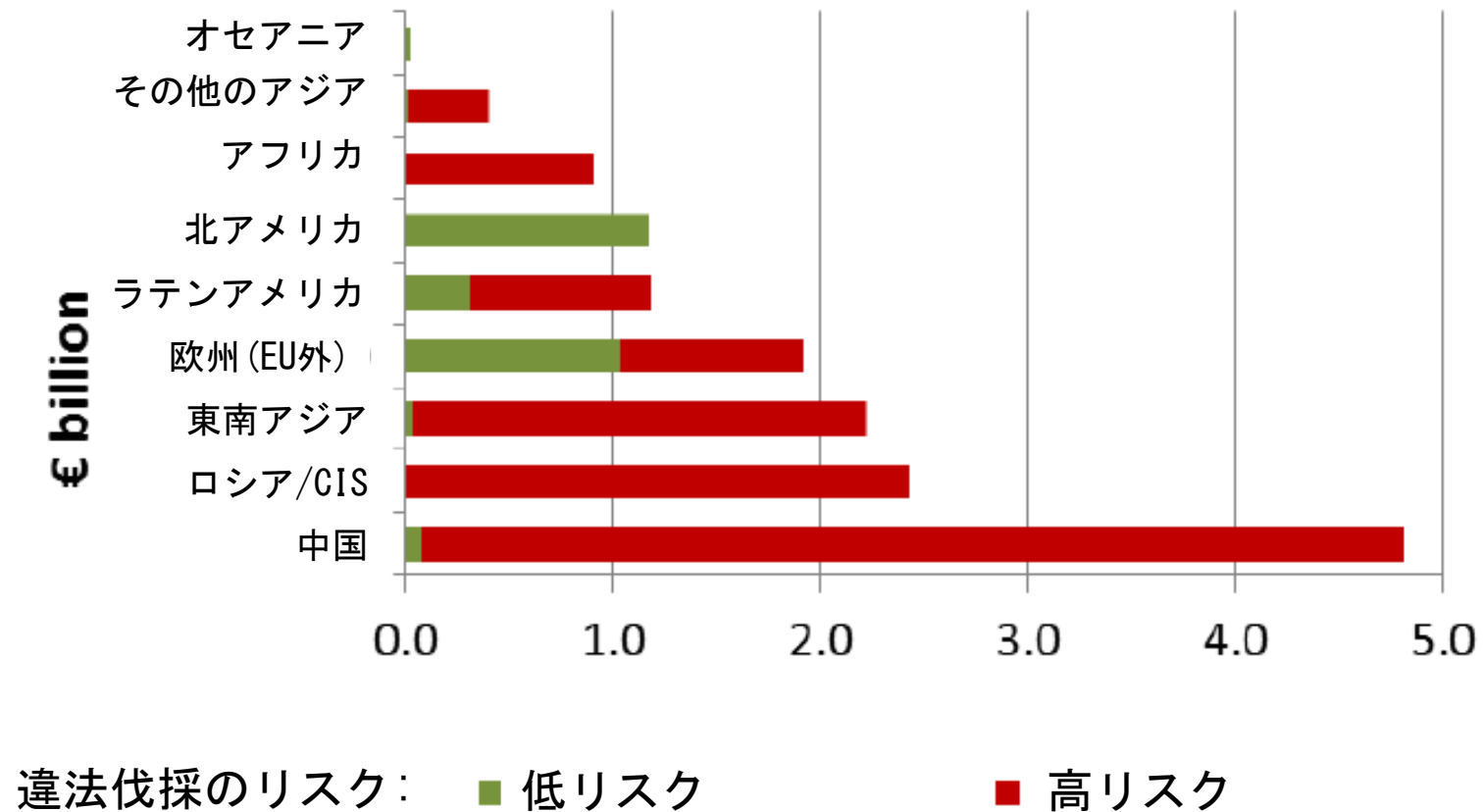
- 伐採許可証の偽造
- 伐採許可証を得るための贈賄
- コンセSSION(伐採権保有地)外の伐採
- より多くの木材の輸送許可を得るために政府のウェブサイトへのハッキング
- 道路、農場、アブラヤシ、プランテーションを通じての違法伐採木材のロンダリング
- 輸送中または製材所において合法木材と混ぜる

トランスペアレンシー インターナショナル

腐敗認識指数 (CPI) (2012年)

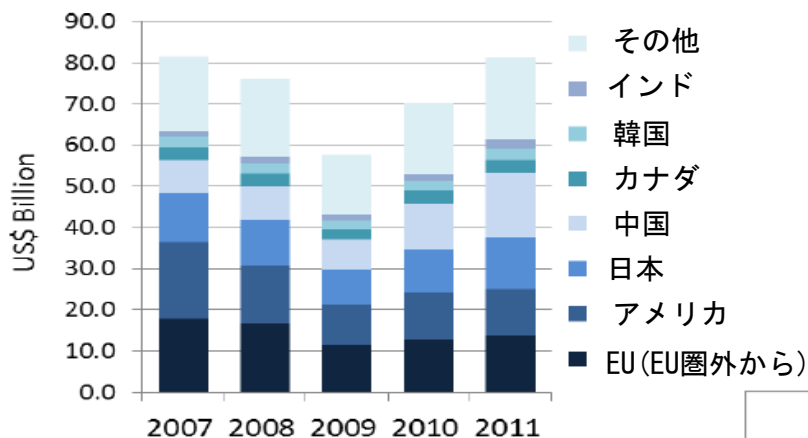


EU27ヶ国における世界の地域別木材輸入額 (2011年)



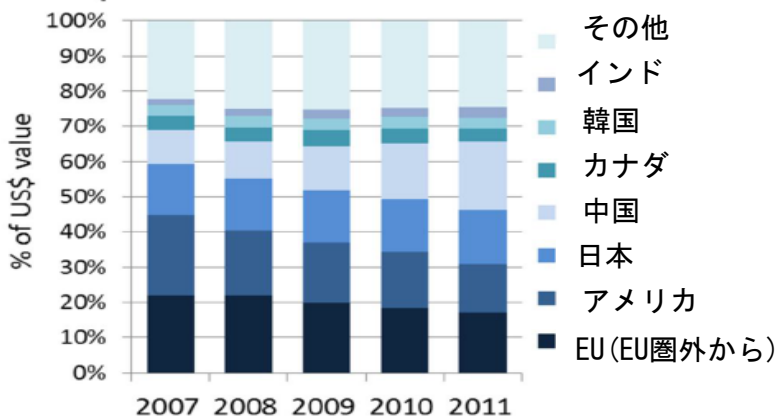
すべてのCN44(木材)とCN94(家具製品)の木材製品を含む。
高リスクとしているのはトランスペアレンシーインターナショナルによる
CPIが50未満の国・地域である。

輸入国における2007年から2011年の
木材製品の輸入額



Source: FII Ltd/European TTF analysis
of Eurostat data

輸入国における2007年から2011年の
木材製品の輸入額(全体に占める割合)



日本 (最近のITTOの統計より):

- 世界で2番目に多く木材を輸入している国である – 世界の木材取引の10% (HS44が対象であるため家具や紙製品は除く)

- 2011年の主な輸入源:

中国:15%

オーストラリア: 6,5%

マレーシア: 12%

チリ: 6%

カナダ: 11%

フィリピン: 5%

インドネシア: 9%

ロシア: 4,5%

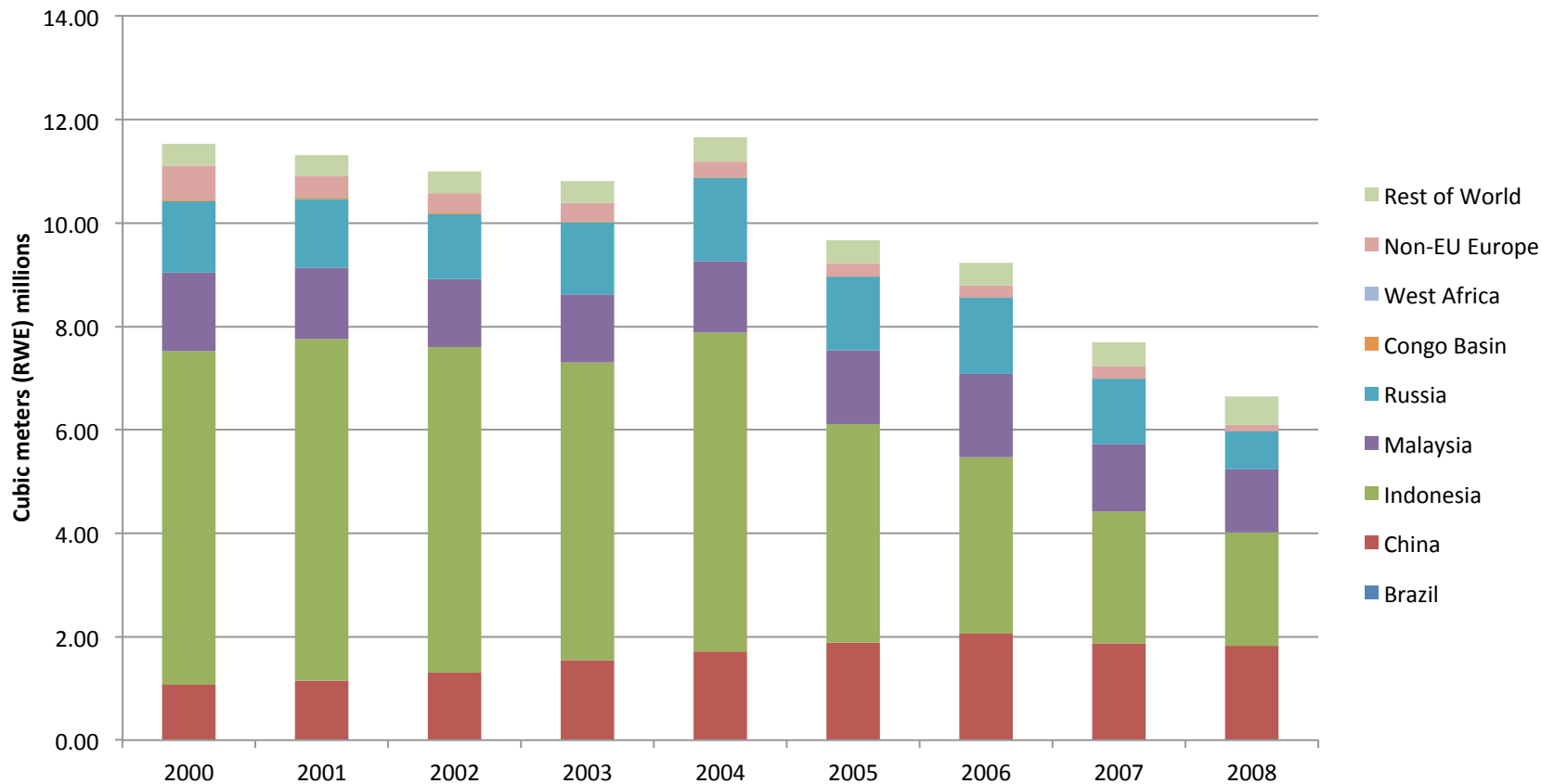
アメリカ: 7%

ニュージーランド: 4%

- 55%は高リスクの国からの輸入である

(ITTO, CEM-CF(XLVIII)/5 – 22/9/14, p. 32)

違法伐採材由来の木材製品の輸入推定量（日本、2000～08、丸太換算 百万m³）



消費国による違法伐採材由来の木材製品の輸入推定量（2000～08）

Figure 5.14: Estimated imports of illegally sourced wood products by consumer countries, 2000–08

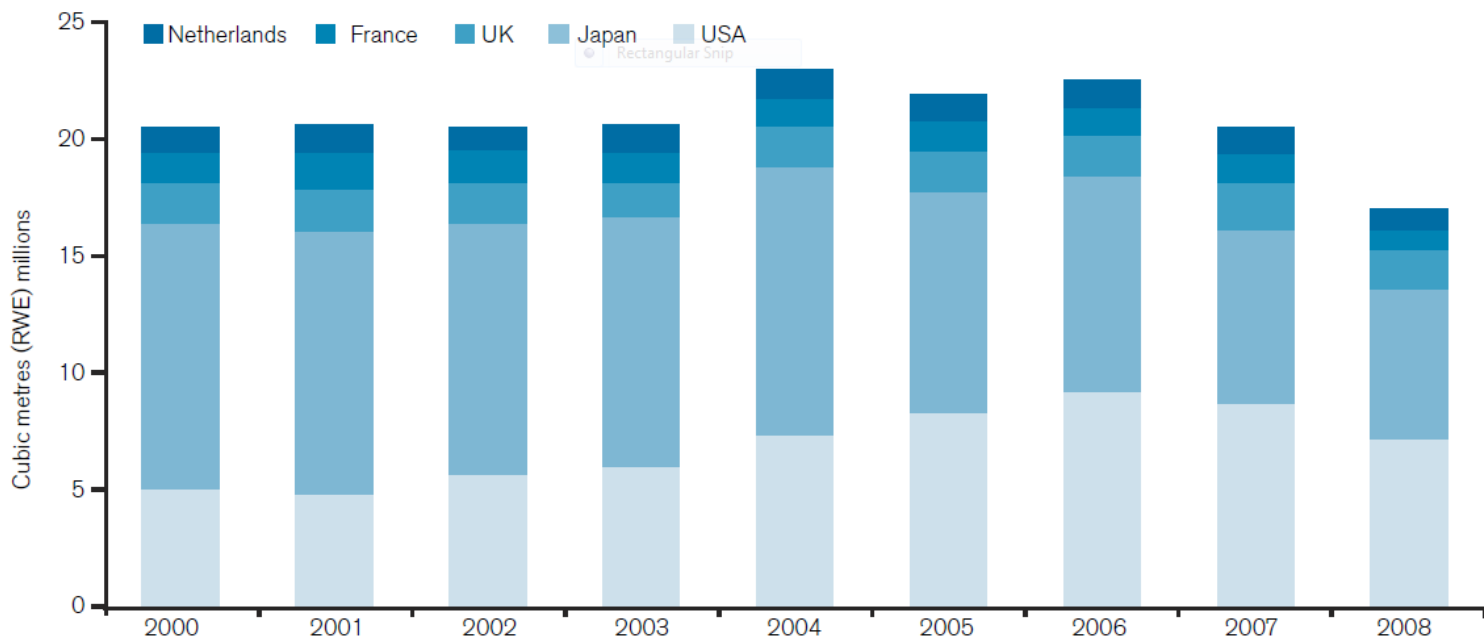


Figure 5.15: Estimated imports of illegally sourced wood products by Japan, 2000–08

出典: Illegal Logging and Related Trade -Indicators of the Global Response

Sam Lawson and Larry MacFaul, July 2010, CHATHAN HOUSE

消費国による違法伐採材由来の木材製品の輸入推定量-2（2000～08）

Table 5.7: Estimated illegally sourced wood product imports* by consumer countries, 2000 and 2008

Country	Cubic metres RWE, millions		Value, US\$ billion		% of total import volume	
	2000	2008	2000	2008	2000	2008
USA	5.0	7.0	2.1	4.0	2.2	3.8
Japan	11.5	6.6	2.4	2.3	12.1	9.0
UK	1.6	1.5	0.5	1.0	2.6	2.6
France	1.5	1.1	0.4	0.6	2.7	1.9
Netherlands	1.0	0.8	0.3	0.5	2.7	1.9

* Includes timber products, wood furniture and pulp and paper.

出典：Illegal Logging and Related Trade -Indicators of the Global Response
Sam Lawson and Larry MacFaul, July 2010, CHATHAN HOUSE

伐採国に対する政策:

- **FLEG: Forest Law Enforcement and Governance**(森林法の施行とガバナンス): G8 – 世界銀行のプロジェクト
- **FLEGT: FLEG+Trade**(貿易): EU

より最近では:

- **ICCWC: International Consortium on Combating Wildlife Crime** (野生生物犯罪と闘う国際コンソーシアム) (CBD, 世界税関機構、世界銀行、インターポール、国連薬物犯罪事務所)
- **LEAF: Law Enforcement Assistance to Forests** (森林のための法律執行援助) (インターポール、国連環境計画)

消費地における政策：

伐採国における政策の効果がなかなかでないことを受け...

- グリーン公共調達： EU、日本、ニュージーランド
- 違法伐採材が市場に入り込むことを禁止：アメリカ、オーストラリア、EU
(伐採国と樹種の報告の義務化 – 韓国において似たような制度が計画されている模様)
- ビジネスにおける自発的な協定：ニュージーランド

公共調達:

- **EU-FLEGT (2003):** グリーン公共調達に対象製品の合法性証明を含める:FSC、PEFCや同等のもの(EUTRでは別の定義)
加盟国のグリーン公共調達の要素
- **日本-木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン (2006):** 調達方針において合法性の証明が必要
- **ニュージーランド(2008):** 中央政府の公共調達における合法性の証明及びインドネシアからの材については第三者認証材のみを調達するという企業による自発的な協定 (メルバウが対象)

EU、アメリカ、オーストラリアの法律

- アメリカ レイシー法 – 2008年に改定 – 2010年までに段階的に導入
- EU木材規制 – 2013年3月に発効
- オーストラリア違法伐採禁止法 – 2012年11月30日に一部発効。2014年11月30日に全面発効

これらの法律の主な特徴:

- 違法に伐採された木材やその製品に関して摘発された際には輸入者に責任がある。[レイシー法の場合は、輸入者に加えてサプライチェーン全体のその他の企業にも責任がある]
- EUとオーストラリアではデューデリジェンスが必要であり、アメリカではデューケアが推奨されている
- 違反は罰金、没収、禁固刑になる
- アメリカやEUの場合、認証材といえども自動的に合法だとは認められない。オーストラリアは詳細が決まっていないが、認められる可能性が高い

アメリカ レイシー法

- 違法に伐採された木材とその製品の輸入、輸出、輸送、販売、受取、獲得、購入を禁止：すべての関係者が責任を負う
- 合法性の定義は伐採国だけでなく、伐採国とアメリカの間に関わるサプライチェーン上のすべての国も含まれる
- パルプ、紙、家具の一部は対象外
- 輸入の度に申告が必要
- デューケアが推奨されている一法的な義務ではない
- 違反者の摘発数は少なく、NGOによる指摘を受けたものだけ
- 罰則に関する政治的な混乱 一落ち着く

EU FLEGT プログラム (2003年から) (森林法の施行・ガバナンス・貿易)

“違法伐採や違法に伐採された木材の貿易に関する問題が大きくなっていることへの対策”

“違法伐採は..欧州共同体の開発目標の多くの主要な要素を弱体化する：
貧困、平和、安全、ガバナンス、汚職の撲滅、持続可能な環境管理を目的
にした公的機関の開発資金

“EUの大きな目標の一つは持続可能な森林管理の推進である”

FLEGTには以下が含まれる:

- 木材生産国の支援
- FLEGTライセンスの基となる自主的二国間協定
- EU内の公共調達: 合法性が最低要件
- 民間セクターの自発性を支援
- EU木材規制
- 二者間協定—合法性及び/または持続可能性を含む

EU木材規制 (2013年3月3日から)

- EU内の事業者が違法に伐採された木材や違法伐採木材を用いた製品がEU市場へ持ち込むことを禁止(最初に持ち込んだ事業者)
- 事業者へデューディリジェンス システム実施の義務付け

対象製品:

- 丸太やその他の多くの木材製品、家具の一部など
- パルプ、紙(竹や再生原材料由来のものは除く)

対象外製品: 多くある。例えば:

- 木炭
- コルク、多くの竹製品
- 印刷物、衛生用品、小物

手順;

a. 違法伐採材の禁止:

当局により違法伐採材の輸入を摘発された企業は罰則を受ける

b. デューデリジェンス システム

(EU市場に最初に持ち込む)EU内の取引業者は以下の3つの要素を含む適切なデューデリジェンス システムを持たなければならない:

- “情報収集”
- “リスク評価”
- “リスク低減措置”

デューデリジェンス システムは企業自身で構築してもよいし、モニタリング機関に構築を委託することも可能

認証制度の役割

EU木材規制:

- デューデリジェンス システムの2つ目のステップ(リスク評価)において、認証制度の言及:リスク評価: “関連する法令への適合の保証...認証制度やその他の第三者による検証制度を含めることも可能”
- 3つ目のステップ(リスク低減措置)においても:措置には“第三者による検証制度を求めることも可能”

適用される法令により、どのような制度が使用できるかという要求事項が決まる:FSCはこの要求事項を満たしている

認証制度 : 自動的に合法とはみなされない !
デューデリジェンス システムが必要。

EU木材規制は効果を上げているのか

ビジネスの反応:

- 大企業はデューデリジェンス システムを作成/強化
- 欧州木材貿易連盟やその他の機関がデューデリジェンス システム/合法性確認スキームを提供
- 供給者もデューデリジェンス システムの主要部分を担うことから意識が高まる
- (FSC) 認証製品の輸入に対する高まる関心
- 中国: 認証取得の義務化の噂が広まる
- 調達をリスクの低い国にシフトする静かな動きの可能性

NGO (グリーンピース): ブラジル、コンゴ盆地からの木材に焦点をあてたキャンペーン

施行

EU加盟国(＋欧州経済領域の国)は企業によるデューデリジェンス システムを監視する監督当局を持たなければならない

CITES許可書については引き続きCITESの監督当局が管理する

違反に対する罰金は各国の国内法で規定する

2014年7月時点の状況: クロアチア、フランス、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、ルクセンブルク、マルタ、ポーランド、ルーマニア、スペインではまだ監視が始まっていない

欧州経済領域の国(ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)ではまだ準備が整っていない

スイスはこの枠組に含まれていない(ただし独自の法令をEUTRに整合させる準備をしている)

オーストラリア違法伐採禁止法 (2012年11月30日から – 実際に発行するのは2014年11月30日)

- 違法に伐採された木材(規制された木材製品を含む)の輸入及び違法に伐採された丸太の加工を禁止
- 輸入者と国産丸太の加工者に対してデューデリジェンスの実施を要求。
また輸入者に対しては輸入の度に申告を要求

対象製品:

- 丸太と多くの木材製品、家具など
- パルプと紙の一部

対象外製品: 例:

- 木炭、枕木
- 楽器、その他小物類

オーストラリア法

- デューデリジェンス手順: EUに準ずる
- 2014年11月から最初の18ヶ月の焦点は「輸入者と加工者がデューデリジェンスの要求事項に適合することを助ける」ことである
- FSC、PEFC、自主的二国間協定は関連ツールであると明確に謳われている

(EU) FLEGT 自主的二国間協定

- 「FLEGTライセンス」を得て輸出される木材: 合法性の証明
- 地域の加工業もカバーする(詳細は国ごとに異なる)
- その国のすべての輸出へ拡大することを目標としてる
 - **批准国:** ガーナ、カメルーン、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、リベリア、インドネシア
 - **交渉中:** コンゴ民主共和国、ガボン、マレーシア(2007)、ベトナム(2010)、ラオス(2012)、タイ(2013)
 - **交渉開始:** ホンジュラス、ガイアナ、コートジボワール
- しかし、現在までにFLEGTライセンスの発行はない

インドネシア

- 木材合法性証明システム/SVLKは民間組織による認証をベースとする：
これはアフリカの自主的二国間協定と比較して革新的である
- SVLKはFLEGTに適合していない
- 最近SVLKの改定が決定され、中小規模事業者への利用促進が図られている
- 秋には新たな評価が予定されており、自主的二国間協定への適応の可能性も
- FLEGTライセンス発行の最初の国となるかもしれない

FSCの対応: 合法性から持続可能性へ!

- 森林破壊、劣悪な労働環境、先住民の権利の迫害、天然資源の略奪、汚職を無くすために違法伐採対策法は重要である!
- しかし、各国の法律で持続可能性を求めない限り、合法性だけでは持続可能な森林管理を達成できない。法律で持続可能性を求めている国があるか?
- 法的要求事項は認証への最初のステップとなる: 不当に安い違法伐採材とのこれ以上の競争を減らそう/止めよう

FSCは合法性+ソリューションを提供: 合法性に加えて環境的かつ社会的な持続可能性 + 市場へのアクセス

リスクの高い国においてもFSC認証取得企業は罰を与えられるべきではない

しかし: (レイシー法とEU木材規制では) 公式にはFSCを自動的に合法性の証明として認めていない!

EU木材規制に対するFSCの対応:

CoCとFM規格に関するアドバイスノートの発行(審査方法含む):

- 木材合法性に関する法令で要求される情報入手の支援
- 貿易と関税に係る法律への適合
- 少量の構成材の廃止
- 「適用される国と地域の法律と規制」の明確化
- プレコンシューマー回収原材料のEU木材規制への適合

また管理木材に関する新たな手順(デューデリジェンスの導入)

EU内では: 各国の監督当局はFSC認証に対して様々な意見を持っている

FSC認証がリスク評価として十分であると考える国がある(フランス...)一方で他の国ではそのようには考えていない:

- **多くはFSC認証森林では合法性が守られていると信じるが、**
- **FSC CoC制度を必ずしも信頼していない: そのような認証林からの木材であることを証明するための追加根拠を求める**

2015年にはEU木材規制の見直しが行われる – 公式かつオープンな手順で

FSCとFLEGT

- カメルーン、コンゴ共和国、中央アフリカ共和国、リベリアとの協定には森林管理の合法性確認のために民間の認証制度を評価する選択肢が含まれている
- カメルーンとコンゴ共和国でFSCはFLEGTでの合法性を考慮して国内規格を作成済み
- カメルーンとコンゴでは現在評価中であり、カメルーンの結果は今年中に出ると見られている
- 成功すれば、これらの国からのFSC認証木材は自動的にEU木材規制に適合しているとみなされることになる

違法伐採対策法が日本の輸出者に与える影響:

- 顧客が法律に則り、伐採国と樹種の情報を求めてくることがある
- FSC認証製品の輸出に置いても例外ではない。ただし根拠の提示をより容易に行うことが可能
- (OCPや類似の仕組みにより)トレーサビリティの向上した新しいCoC規格が役立つ
- 結局のところ、多くは当局の伐採国のリスクレベルの判断に委ねられる

しかし...日本は輸入国である！

- 世界の他の地域で違法伐採対策法が整備されるなか、違法伐採材の流入量が増える危険性がある？
- グリーン購入法があるが、これは国等の公的機関での調達のみ義務化されている
- 他の輸入国とともに強いメッセージを送る責任がある

FSCの付加価値 – 合法性を越えて

- 持続可能な森林管理を推進する世界で最も強固な制度である
- 環境配慮製品の需要は世界中で高まっている
- 紙、建材、バイオマスは良い例である
- 認証(FSC、PEFC)は持続可能な森林管理の根拠として益々使用されるようになっている(エコラベル、調達方針)

“FSCとEU木材規制に関するQ & A”

“EUでFSC認証製品を販売するFSC認証取得者とその他の企業のための
実行ガイド”

FSCウェブサイト <https://ic.fsc.org/timber-regulation.46.htm>

または: www.fsc.org - „our impact“ – „timber legality“ – „EU
timber regulation“で検索

www.claims-forum.fsc.org

www.globalforestregistry.org/

http://ec.europa.eu/environment/forests/timber_regulation.htm

問い合わせ先: j.hontelez@fsc.org



Forest Stewardship Council®

Forest Stewardship Council®
FSC International Center GmbH

Charles-de-Gaulle-Str. 5
53113 Bonn, Germany

T +49 (0) 228 367 66-0
F +49 (0) 228 367 66-30

www.fsc.org

以下参考

デューデリジェンス システム

要求されている情報には次が含まれる:

- 伐採国 (該当する場合は、更に細かい地域やコンセッション)、
- 樹種、一般名称、必要に応じて学名、
- 数量 および直接の供給者の特定
- 伐採国における国内法への適合:
 - 伐採権と関連する費用の支払
 - 環境と森林に関する規制
 - 関係する第三者の使用権と所有権
 - 貿易と関税に関する規制

デューデリジェンス システム

リスク評価: (EU市場に最初に木材製品を持ち込むEU内の)取引業者は、収集した情報と規制で定められた基準を考慮した上で、サプライチェーンにおける違法伐採材のリスクを評価する。

- 公的なものと見られる権威のあるスタンプの押された文書では不十分である: 偽造もしくは汚職(贈収賄)の結果かもしれない

デューデリジェンス システム

リスク低減措置: リスク評価の結果、サプライチェーンに違法伐採材のリスクがあると判断された場合、そのリスクは以下により処理される:

- 追加情報の要求
- 第三者による検証の要求
- 供給者の変更